

## 第 105 回日本精神神経学会総会

## シンポジウム

## 学術会議からの要望——医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を——

利 島 保（広島大学名誉教授，日本学術会議連携会員）

第 20 期日本学術会議の心理学・教育学委員会は、「心理学教育プログラム検討分科会」と「健康・医療と心理学分科会」を設置し、「心理学教育プログラム検討分科会」は「我が国の学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立を」という対外報告を公表し，現代の心理学に相応しい学士課程教育に関する学習基準ならびにモデルカリキュラムの提案，心理学の専門を生かしたキャリアパスとしての職能心理士資格並びに国家資格の創設を提案した．これに基づいて「健康・医療と心理学分科会」は、「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を」という提言を公表した．特に，この提言では，チーム医療に参画するスタッフに相応しい心理学の知識と技術を備えるための養成カリキュラムや国家試験資格要件を含めた国家資格取得に至るプロセスについての提案を行い，他の職能心理士資格とは区別して職能心理士（医療心理）を厚労省下での国家資格することを提言している．学術会議としては，これまでの臨床心理技術者の医療領域における活動が，医療法制に抵触することなく行われることを保証する国家資格法制の実現を要望している．

### 1 わが国の心理学教育とキャリアパスの課題

2005 年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、「21 世紀型市民」の学習需要に応える質の高い高等教育を求めた．特に，学士課程では，教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完成型など様々な個性・特色を持たせ，多様で質の高い教育の展開が期待されている．この時代背景の中で，職能教育を目的とする修士課程や博士課程を置く心理学系研究科が相次いで設置され，その数は大小含めて 300 を超えており，1 年学年だけの総数も 2 万を超えている．このような現状にあってわが国の学部における心理学教育の質保証を如何に担保するかは喫緊の課題となっている．

1990 年当時の厚生省が心理技術者資格制度検討会を設けて以後，2001 年厚生科学研究事業「臨床心理技術者の資格のあり方に関する研究」に至るまで 6 つの厚生科学研究プロジェクトが組

織されてきた．2002 年までに終了したこれら事業では，心理技術者の国家資格（報告書では国家資格となっているが本報告でも国家資格とする）は必要であるという結論を出した．この結論を受けける形で国家資格に向けての動きが始まり，平成 18（2006）年 6 月には国会議員による臨床心理士と医療心理士の 2 つの国家資格認定に関する法案策定が行われ，さらに，これら 2 つの資格を 1 つの国家資格法とする「臨床心理士及び医療心理師法案」が 2 つの国会資格法案を推進する議員連盟から提出される予定であった．しかし，この法案は関係者の調整が不十分で医療団体などからの反対により提出が見送られた．また，2006 年の衆議院解散後は，国会における議員連盟の明確な動きはなかったが，心理学関係者は，心理学関連学協会の任意連合団体である「日本心理学連合」において上記のいわゆる 2 資格 1 法案を実現する動きを推進しようとする動きが今日まで展開されている．

最近では精神疾患のなかでも神経症や心身症などが著しく増加し、さらにポジティブメンタルヘルスとも言われる「心の健康」への対応も切実な課題とされている。こうした疾患に対する心理学的行為ないし心理業務の重要性は広く社会的にも認識され始めている。それにもかかわらず、医療領域に従事する心理技術者の仕事は、医療法制的枠内では表に出てこないのが実態である。厚生労働省発表の2006年度「病院報告」の概況の職種別病院従事者数でも、医療や福祉関係の職種の従事者の数は示されているが、心理技術者については統計値としては出ていない。ただ、統計表に示されている職種のうち、その他の技術員、事務職員、その他の職員のなかに臨床心理技術者が相当数含まれている。厚生労働省精神・障害保健課が2005年6月30日付けの調査によると、精神科病院や精神科神経科診療所の臨床心理技術者数は病院では常勤1,698名、非常勤819名、診療所では常勤660名、非常勤1,586名であった。このように精神医療において臨床心理技術者に対するニーズが高いことは確かである。

また、医療機関に従事する臨床心理技術者の仕事内容に関する最近の調査によると、内科系、外科・リハビリテーション系、小児科等の診療科で働く臨床心理技術者の割合が、医療機関で働く臨床心理技術者総数の約1割を占めるようになっており、医療機関が種々の病気や症状に対する心理業務の必要性を認知するようになってきたことを示している。欧米ではこのような領域での臨床心理技術者の活動は日常化されており、その養成教育である大学での心理学教育や職能教育は一般的となっている背景には、臨床心理技術者の医療領域での国家資格ないし州資格が制度化されているためである。しかしながら、我が国では、臨床心理技術者の国家資格法制がないばかりか、その養成教育についても確立されないままになっているのが現状である。

## 2 日本学術会議における心理学教育に係わる審議経過

2005年新法律の下、新制度で発足した第20期日本学術会議の心理学・教育学委員会は、2つの常設分科会「心理学教育プログラム検討分科会」と「健康・医療と心理学分科会」を設置し、前者では心理学専門教育の質的向上と学部心理学専攻生のキャリアパス保証の審議を、また、後者では医療領域における臨床心理技術者の国家資格に向けた養成教育のあり方と国家資格取得過程についての審議をそれぞれ行うことになった。

2008年4月「心理学教育プログラム検討分科会」は、「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」という対外報告をまとめて公表した。その提案項目は、①現代の心理学に相応しい心理学教育の確立、②認証制度による学士課程における心理学教育の質的保証、③キャリアパスのための職業人養成カリキュラムの学士課程設置、④職能心理士の国家資格法制化、⑤職能心理士の国家資格取得の仕組みの確立、⑥心理学の中等教育科目への導入の6点であった。

特に、①と②については、学士課程における心理学の専門基礎教育のあり方について、心理学の基礎科目と専門領域科目からなる学士課程の心理学教育における学習目標と学習成果の基準を設定し、それに対応する基準カリキュラムを提案した。このカリキュラムは、学部教育で現代の心理学に関する知識・技能を習得することを目的に、日本心理学会が「認定心理士」資格を取得する上で必要とされる心理学専門科目を参考になっている。

③については、キャリアパス確立という観点から、心理学専攻生が心理学領域で活躍するための「職能心理士」という国家資格を提案している。この資格は、科学技術領域21分野の職能国家資格法である「技術士」法を参考に、「職能心理士」を各種の心理学関係の職種に対応させ、例えば「職能心理士（医療心理）」という形で活動領域を限定する資格にすることを提案している。また、職能心理士養成の基本理念としては、上記の心理学教育の基準カリキュラム案を核とする心理学専

門科目の他に、それぞれの職能に応じた専門科目からなる職能種別専門科目（法律用語として周辺科目と呼ばれ、各職能教育にとって中心的な科目群でもある）を加えたカリキュラム構成が必要であり、心理学に関する高い専門知識と応用能力を駆使して主体的に行動し、社会に対する責任を果たしながら問題解決に向かえる資質を担保することを提言している。

### 3 職能心理士（医療心理）資格への提言

心理学教育プログラム検討分科会の対外報告を踏まえて、健康・医療分野に従事する職能心理士（医療心理）のあり方について審議する役割を担ったのが、「健康・医療と心理学分科会」である。先にも述べたように臨床心理技術者の多くが、医療分野における活動を志向していること、さらに、現在の彼らの職場での地位が不明確なままであり、その養成教育についても医療領域の活動に相応しいカリキュラムが必要であることから、この分科会は編成された。

特に、今後の医療の高度化・多様化を展望すると、職能心理士（医療心理）の必要性が一層増すことが予想され、彼・彼女らが医療法制上の問題がなく活動を保障する国家資格法の確立は急務である。また、職能心理士（医療心理）養成は、職能に必要な専門の履修が多岐にわたり、職務遂行にあたって他職種との連携が求められる。一方、現代心理学諸領域の専門知識を習得するだけでなく、卒業研究による問題処理の力量養成や、全学共通教育科目の履修を通じて広い視野の教養を具えることにより、「ジェネラリスト・マインドをもつ心理のスペシャリスト」としての職能心理士（医療心理）が、学士課程で養成されるべきである。

以上の問題の審議をした結果、「健康・医療と心理学」は2008年9月「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を」という提言を公表した。その内容は「学士課程における職能心理士（医療心理）養成の必要性」を訴えるだけでなく、学士課程における養成

カリキュラム案や国家資格取得の仕組みの確立を提言している。

#### ①養成カリキュラム案について

医療チームの構成員として職能心理士（医療心理）としての役割を担うには、心理学の専門教育に加え、医学や保健・福祉関連の基礎的学問知識の習得が求められる。そこで、他の医療関連資格の養成カリキュラムに倣って、表1に示すような職能心理士（医療心理）養成カリキュラム案を提案した。このカリキュラム案は、先の対外報告で示した心理学教育の基準カリキュラム案の中から心理学基礎論4科目と心理学特論10科目の計14科目を心理学専門科目、また、職能別専門科目として臨床心理学4科目と医療心理6科目、医療従事者の知識として最低限必要とされる医療心理周辺科目を4科目とする3科目群総計14科目を設けて編成している。特に、学部段階での医療心理実地実習としては、教職実習と同じ事前実習1週間を含め5週5単位とした。

医療心理周辺科目群として以下の4科目を設定した。すなわち、医療分野の心理的支援を行う上で必要な病気のおこり方や病変の特徴について精神医学、小児医学、心身医学を中心とした基礎知識を習得させる「医学序論」、また、保健医療、精神衛生、思春期を含む生涯発達心理の問題や医療並びに福祉システムを理解させる「精神保健学」、母子保健、成人・高齢者保健、心理的・地域的危機介入に関わる地域保健・福祉の制度並びに社会保障法制を理解させる「地域保健福祉論」の3科目を2期4単位とした。一方、障害者への心理的支援について職能心理士（医療心理）が持つべき各種の障害者理解のための障害心理学やノーマライゼーションに必要な支援技術を理解させる「障害者支援論」を1期2単位として設けた。

表1では、職能心理士（医療心理）の養成教育の最低卒業要件単位総数が105～115単位で、学士課程最低卒業要件単位総数の128単位を下回る。しかし、このカリキュラムの実施する上での問題は、学士課程で心理学教育を行っている大学でも

表1 職能心理士（医療心理）養成カリキュラム案

科目種	大項目科目	中項目科目	単位数
心理学専門科目	心理学基礎論	心理学概論	2
		心理学研究法	2
		心理統計学基礎	4
		心理学基礎実験	4
	心理学特論	知覚心理学	2
		認知心理学	2
		行動心理学	2
		教育心理学	2
		発達心理学	2
		感情心理学	2
		神経心理学	2
		個性心理学	2
		社会心理学	2
健康心理学	2		
職能別専門科目（臨床心理）	臨床心理学	臨床心理学概論	2
		心理療法概論	2
		家族心理学	2
		犯罪心理学	2
職能別専門科目（医療心理）	医療臨床心理	臨床心理実務倫理論	2
		心理面接法	2
		心理アセスメント基礎	2
		心理療法基礎実習	2
		医療心理実地実習	5
職能別専門科目 (医療心理周辺科目)	医学序論	チーム医療・福祉・ 介護組織論	2
		医学序論	4
心理学専門科目	精神保健学	精神保健学	4
		地域保健福祉論	4
		障害者支援論	2
心理学専門科目	心理学卒業論文	心理学卒業論文	6

教育担当者数に限度があるため、一つの大学で科目上まかないきれない場合の対応策として、一定地域内の大学間で養成カリキュラムに必要な科目や人材を相互提供し、単位互換協定による大学コンソーシアムを組織することを提案している。

## ②現場での実務研修と資格取得のプロセス

学士課程教育では実習時間が短く、現場での実務に耐える力量が担保されていないことは確かである。しかし、医療の現状を考えると、実務研修の実施が難しいだけでなく、医療現場を熟知した実技指導者も不足している。このことは、学士課

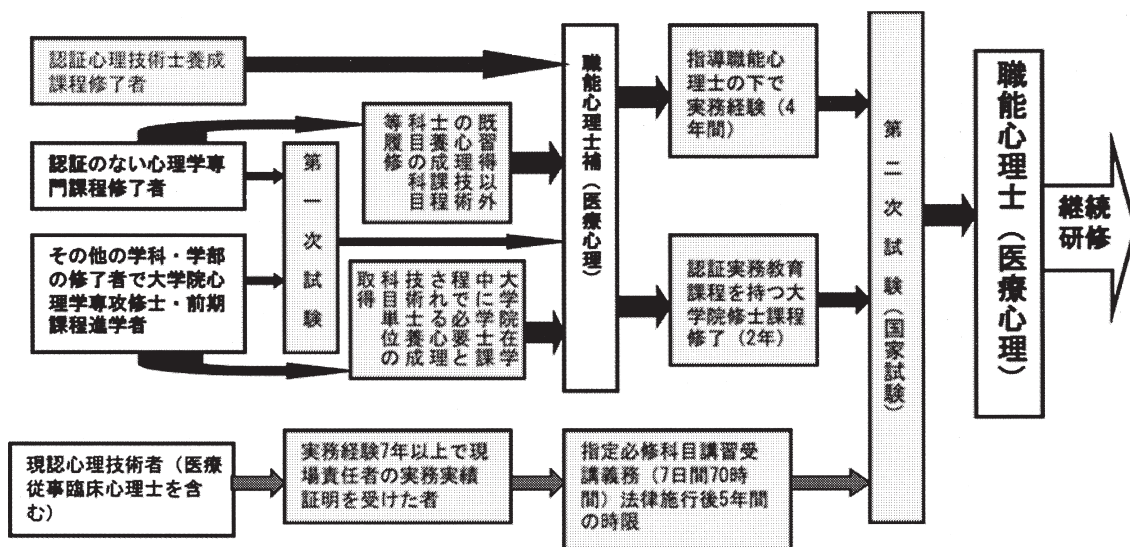


図1 職能心理士（医療心理）国家資格の取得課程モデル

註1) 職能心理士（医療心理）は、厚生労働大臣管轄下の国家資格  
 註2) 網掛け部は、学協会並びに大学機関が協力する事業

程の実務実習にも支障があり、医療心理領域での実習指導者の養成に向けては、有資格の現認者の再教育が重要な鍵となる。この観点から、「健康・医療と心理学分科会」は、「技術士」の制度にならって養成教育を含めた国家資格取得に至るプロセスを図1として提案した。すなわち、職能心理士（医療心理）養成機関の卒業生は、まず職能心理士補（医療心理）として医療現場で勤務し、スーパーバイズを受ける実務研修を受けるための法的裏付けが必要となる。図1では、この実務研修期間を2年とし、国家試験の受験要件とした。さらに、実務修習プログラムを教育課程に入れた第三者機関で教育認証された大学院の修了生も、国家試験の資格要件にするのが適切としている。

また、多くの国家資格法の実施規則では、医療現場に従事し5年以上の経験を有する現認者には、現認者講習を受講の後、国家試験の受験資格を与える猶予期間が設けられている。この制度を適用すれば、学士課程の実習指導者の確保も可能となる。さらに、学士課程で心理学専門教育を受けな

かった者で、医療心理領域の資格取得を希望する者には、心理学の専門基礎知識を確認する第1次試験を課し、合格者を職能心理士補として7年間の実務研修を経た後、国家試験を受験することで質を担保している。ただし、この制度は5年間の経過措置とするのが妥当である。

#### 4 職能心理士（医療心理）国家資格への展望

日本学術会議の2つの分科会による対外報告と提言では、心理学教育の質的向上、そのキャリアパスとしての職能心理士の養成教育や国家資格取得の案について述べてきた。ただ、対外報告では、職能心理士を心理学専攻生の種々な専門分野の職域で地位を社会的に認知させるための国家資格という観点から、「技術士」と同様の名称独占資格として論じている。他方、提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を」では勿論のこと対外報告でも、職能心理士（医療心理）は、厚生労働大臣の管轄下に置く国家資格であり、他の職能心理士とは明確に分

けて定義している。特に、提言では、職能心理士（医療心理）を名称独占資格より業務独占資格とすることが望ましいと記述している。ただ、業務独占資格とするには従来の保助看法を解除する形にしなければならない問題もある。

医療法制上の臨床心理技術者国家資格が論じられるようになったのは、平成に入ってからである。しかし、今日に至るも臨床心理技術者国家資格法制化の道筋すら見えないのが現状である。

現在、医療費制度の中で臨床心理技術者が法律上位置づけられているのは、2005年7月に制定された「心神喪失者等医療観察法」である。ただ、この法律のどこにも臨床心理技術者について言及した条文はなく、「心神喪失者等医療観察法」の第83条2項に基づき指定される指定医療機関の医療費に関して2005年8月に出た厚生労働省通達に、人件費の主な算定要件として医師、看護師以外に作業療法士、精神保健福祉士の他、臨床心理技術者が入れている。また、この通達では、臨床心理技術者を「心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者」と定義しているだけである。

この厚生労働省による法的定義を根拠に、医療における職能心理士（医療心理）の立場を法律上明確にすることは難しいが、名称独占資格では、医療現場での活動に意味を持たず、職能心理士

（医療心理）の活動が医療保健点数にカウントされて医療領域で意味を持つてくる。そのためにも、職能心理士（医療心理）の活動の実践研究が、これからの重要なテーマとなる。その一方で、医療のスタッフとしての職能心理士（医療心理）の資質の担保は、心理学界が解決すべき喫緊の課題である。特に、職能心理士養成システムと資格取得のプロセスが実現した際には、諸外国の職能心理士養成システムと同等なシステムに発展させることが必要となる。

## 文 献

- 1) 中央教育審議会：我が国の高等教育の将来像。大学と学生，486；4-62，2005
- 2) 日本学術会議：心理学・教育学委員：心理学教育プログラム検討分科会：健康・医療と心理学分科会対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」，2008 (<http://www.scj.go.jp/info/kohyo/kohyo-20-t55-2.pdf>)
- 3) 日本学術会議：心理学・教育学委員会：健康・医療と心理学分科会提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を」，2008 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-8.pdf>)
- 4) 日本心理学会認定心理士資格認定委員会：日本心理学会認定心理士資格申請の手引き，第4版。日本心理学会，2007
- 5) 丹野義彦，利島 保編：医療心理学を学ぶ人のために。世界思想社，京都，2009